

日常生活自立支援事業はあなたのあんしん・いきいき生活を応援します

# ここが知りたい

## 日常生活自立支援事業

なるほど  
質問箱

ホームヘルパーさんに  
来て欲しい

利用者のための  
手続きをお手伝いします



通帳などの大事な  
書類の管理が心配

安全な場所にお預かりします



お金の支払いで  
いつも迷ってしまう

生活支援員が  
お手伝いにうかがいます



日常生活  
自立支援事業が  
お手伝いします

# Q1 日常生活自立支援事業とは どんな制度なの？

A

あなたの暮らしの“あんしん”を  
お手伝いする制度です。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人気が来たとき、どう対応したらいいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、**福祉サービス**の利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが生き生きと安心して暮らせるようにサポートします。

福祉  
サービス

安心

安心  
制度

福祉サービスって何？

介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者総合支援法に基づく知的障害者、精神障害者福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

相談からサービスの提供まで、あなたのまろの社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。

相談からサービスの提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」がみんなのところにうかがいます。

社会福祉協議会とは？

地域の住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。全国すべての市町村にネットワークを持ち、地域福祉を推進する公共性の高い団体です。

## 専門員の役割

困りごとや悩みについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変える場合は心配な点があれば、いつでも相談にうかがいます。



## 生活支援員の役割

契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

# Q2 どんな人が利用できるの？

A

じ とん  
はん だん  
かん り  
ふく シ  
し あん  
こま  
かた  
けい タく  
くわ  
り よう  
こまつた  
不 安  
わから  
ない

自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方や、生活費の管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

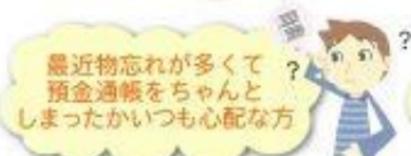
この事業は、利用者本人と契約によりサービスの提供を行います。また、判断能力が著しく低下し、契約を結べない方は、成年後見制度（Q7参照）を利用することによりサービスの提供があこなわれます。



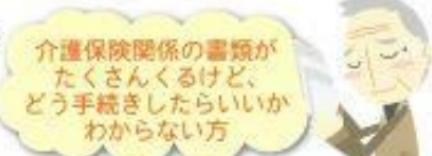
福祉サービスを使いたいがどうすればいいかわからない方



計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて？預金通帳をちゃんとしましたかいいつも心配な方



介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない方

施設や病院に入所、入院した場合でも利用できます。



福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業のサービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活のサービスの利用に関する情報提供や相談、面談、施設や病院などの利用料の支払いなどのお手伝いをします。

施設、病院で実施している金銭管理サービスと連携を図ります。

## Q3 どんなサービスがあるの？

A

福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金手帳・証書や預金通帳など大切な書類の管理などをあ手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり、契約をします。

## 主なサービスの内容

福祉サービスを安心して  
利用できるようにお手伝いします。

- さくざざ式な福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
  - 福祉サービスの利用に際する申込み契約の代行
  - 入浴、入院している施設や病院のサービス
  - 利用に発する相談
  - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続の支援



日常生活に必要な事務手続きの  
お手伝いをします。

- 住宅改修や既住家屋の賃貸に関する情報提供、相談
  - 住民票の提出等に関する手続き
  - 商品購入に関する賃貸住宅賃貸取扱  
制度（ターリング、オフ制度等）  
の利用手続き



毎日の暮らしに欠かせない、  
お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
  - 病院への医療費の支払い手続き
  - 年金や福祉手当の受取に必要な手続き
  - 扶助金や社会保護料、電気、ガス、水道等  
　公共料金の支払いの手続き
  - 自己用足購入の代金支払いの手続き
  - 預貯金の出し入れ、預金の解約の手続き



大切な通帳や証書などを  
安全な場所でお預かりします。



# Q4

どうやつたらサービスが  
利用できるの？

A

まず、あなたが住んでいるまちの社会  
福祉協議会に連絡してください。  
そこから手続きがスタートします。

相談の受付

- 社会福祉協議会に連絡してください

社会福祉協議会は全国すべての市町村に設置されています。本人以外でも、家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問い合わせにも対応します。

相談、打ち合わせ

- 担当者が「うかがいます」

専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。

助成金、支援計画作成

- お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります

困っていることや希望を先端として、どのようなあわせ合いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

契約

- 利用契約を結びます

契約内容に間違いがないければ、ご利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。

サービス開始

- サービスが開始されます

支援計画にそって、担当職員がサービスを提供します。



# Q5

サービス利用に費用は  
かかるの？

A

相談から、支援計画の作成、契約の締結は  
無料です。サービスは、有料です。

- 福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス……1時間当たり 1,100円
- 通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス……………1ヶ月当たり 500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

※支拂いに伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

(保管料)

(平成26年10月1日現在)

# Q6 あんしんして利用できるよう 特別な配慮はありますか？

A

いばらき けん しゃ かい ふく シ きょう ぎ かい

茨城県社会福祉協議会に、2つの委員会を  
設置しています。

一つ目は、利用者と社会福祉協議の契約内容を審査するための契約締結審査会、もう一つは、サービス提供の適切さを監督するための運営適正化委員会を設置しています。

これらは、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、適正な事業運営に努めています。



# Q7 日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違いは？

A

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう  
せいねんこうけんせいどちがい  
日常生活自立支援事業は、生活支援が基本、  
成年後見制度は、法的な支援が基本です。

日常生活自立支援事業は、本人との契約により福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理などを行う生活支援です。

これに対して、成年後見制度は、家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等の法律行為を行うものです。

日常生活自立支援事業は、契約内容がある程度理解できる能力が必要ですが、判断能力が低下し、契約が結べない状況の場合には、成年後見制度により、後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任して、後見人等（後見人、保佐人、補助人）と社会福祉協議会の契約により、利用することができます。

その場合、契約締結審査会に諮ることとなります。



## 「成年後見制度」に関する問合せ先

公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート茨城支店  
〒300-0863 茨城県水戸市五井町 1丁目3番 15号 茨城県庁舎大会館内  
電話：029-260-3164 FAX：029-262-5177  
相談日：月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

一般社団法人 茨城県社会福祉士会 あとなとなな茨城  
〒312-0048 茨城県水戸市波田町 10号 茨城県社会福祉士会館  
電話：029-244-9500  
相談日：毎日（祝日を除く）相談時間：午前 9時～午後 5時

日常生活自立支援事業の  
利用事例

ひとり

# 一人ひとりのくらしを しっかりサポート

## ホームヘルパーの利用と通帳管理 吉田花子さん(78歳)※仮名

吉田さんは現在、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場が時々わからなくなる」など不安を感じています。まだ、ホームヘルパーを利用したいと思ってましたが、どうやって手続きをしたらよいのかわからず迷いました。そんな不安を抱いて住民委員に相談しことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

吉田さんの担当となつた生活支援員は、同じ市内に住む山田さん。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回生活支援員が訪れ、銀行から生活費を下ろしてきます。吉田さん宛ての領収書のなかで支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをして吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。



## 日常的な金銭管理のお手伝い 古川一郎さん(35歳)※仮名

古川さんはひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の周りのことにはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うかいくらくかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業群の職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは、養護学校の先生をしていました。古川さんは毎回、太田さんに来てもらい、その人に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。今では、「お金がどれくらいあるのから配分ときは、太田さんに聞けばわかるので安心です」と古川さんは話しています。



## 契約、買い物などのお手伝い 鈴木弘美さん(40歳)※仮名

鈴木さんは、現在はアパートでひとり暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約などで判断に迷うことがあります。友だちとの人間関係の悩みを周りに相談することができます。とても心配になってしまうことがあります。

日常生活自立支援事業でのサービスの内容は、月に1回、生活支援員が鈴木さん宅を訪ね、その月に必要なお金を下ろしてきます。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約などについても相談をします。

生活支援員の大塚さんは、ボランティアグループで活動している行動派です。そんな大塚さんとの会話でも楽しんだり、鈴木さんは話しています。



ご相談・お問い合わせは、最寄りの市町村社会福祉協議会へ

名 称	所在地・電話・FAX番号	名 称	所在地・電話・FAX番号
水戸市社会福祉協議会	T211-4141 水戸市御幸町1-1 (MOS2階) ナガセキビル5F・6F・7F TEL/029-369-6301 FAX/029-309-2525	筑西市社会福祉協議会	T203-2026 筑西市大林355 筑西市役所内 TEL/029-25-5151 FAX/029-25-2400
日立市社会福祉協議会	T217-0776 日立市赤堀町4-5-15 駒生アリーナ TEL/024-37-1122 FAX/024-37-1124	坂東市社会福祉協議会	T200-0532 坂東市坂東町 坂東市役所内 TEL/029-35-4011 FAX/029-35-2388
土浦市社会福祉協議会	T200-0636 土浦市赤堀町9-2 カウントタウン4階 TEL/029-821-0195 FAX/029-824-4118	船橋市社会福祉協議会	T200-0526 船橋市西新井1982 船橋市役所内 TEL/029-831-5111 FAX/029-830-5922
古河市社会福祉協議会	T256-0844 古河市中央町21-1 駒生アリーナ	ささみざわ市社会福祉協議会	T200-0124 ささみざわ市佐野町171-1 駒生アリーナ TEL/029-840-2520 FAX/029-840-2522
石岡市社会福祉協議会	T211-0069 石岡市中央1057-6 石岡市役所内 TEL/029-23-2411 FAX/029-22-2440	松川市社会福祉協議会	T202-1225 松川市黒磯町1-12 黒磯市役所内 TEL/029-76-5937 FAX/029-76-2261
結城市社会福祉協議会	T209-0101 結城市相馬7473 内丸町8-9 TEL/029-33-0225 FAX/029-33-1030	神栖市社会福祉協議会	T21-4121 神栖市東口1145-1 神栖市役所内 TEL/029-93-2324 FAX/029-92-4750
鹿嶺市社会福祉協議会	T201-0007 鹿嶺市相馬804-1 駒生アリーナ TEL/029-62-61-26 FAX/0297-62-5375	行方市社会福祉協議会	T21-3512 行方市玉造平403 行方市役所内 TEL/029-36-3020 FAX/029-56-4648
下妻市社会福祉協議会	T204-0064 下妻市本郷町2-13 TEL/029-44-0142 FAX/029-44-0550	群馬市社会福祉協議会	T21-1520 群馬市高崎228 高崎市役所内 TEL/0291-32-5831 FAX/0291-32-5832
常総市社会福祉協議会	T200-0034 常総市大森通元町2472 内丸・駒生センターアリーナ TEL/029-23-2323 FAX/0297-23-2324	つくばみらい社会福祉協議会	T200-2312 つくばみらい市寺家530 つくばみらい市駒生町11 TEL/0297-57-9128 FAX/0297-57-9206
那珂太田市社会福祉協議会	T213-0041 那珂太田市相馬町35 内丸町8-1 TEL/0294-73-1717 FAX/0294-73-5429	小美玉市社会福祉協議会	T21-3430 小美玉市寺家1122 小美玉市役所内 TEL/0293-37-3551 FAX/0293-37-1552
高萩市社会福祉協議会	T210-0011 高萩市寺家町3-10 駒生アリーナ TEL/0290-23-0341 FAX/0293-23-8342	茨城町社会福祉協議会	T21-3131 茨城町大原町1037-1 茨城町役場内 TEL/029-23-141 FAX/029-238-3230
北茨城市社会福祉協議会	T219-1542 北茨城市相馬町本郷2-4-16 北茨城市駒生町駒生セントラル TEL/029-42-42-02 FAX/0293-42-7995	大洗町社会福祉協議会	T211-1335 大洗町駒生町1035-1 大洗町役場内 TEL/029-26-3201 FAX/0293-26-1239
笠間市社会福祉協議会	T209-1174 笠間市寺家3-2-11 笠間市駒生セントラル会館 TEL/0296-71-0730 FAX/0296-78-2933	城里町社会福祉協議会	T211-4333 城里町駒生町106-1 城里町役場内 TEL/029-28-7318 FAX/029-288-2021
取手市社会福祉協議会	T202-0002 取手市寺家5-16-3 寺家アリーナ TEL/029-02-0205 FAX/0297-73-7179	東海村社会福祉協議会	T211-1112 駒生郡東海村寺家205 東海村役場内 TEL/029-82-0005 FAX/029-283-4935
牛久市社会福祉協議会	T200-1252 牛久市牛久3-15-1 牛久市駒生会館 TEL/029-871-1295 FAX/029-871-1295	大子町社会福祉協議会	T211-2626 久慈郡大子町牛久22-1 大子町役場内 TEL/029-52-2205 FAX/029-52-1121
つくば市社会福祉協議会	T200-3207 つくば市駒生1-10-4 つくば市駒生駒生会館 TEL/029-679-5500 FAX/029-679-5501	美浦村社会福祉協議会	T200-0404 駒生郡美浦村駒生町154-1 美浦村役場内 TEL/029-88-0639 FAX/029-88-4552
ひたちなか市社会福祉協議会	T211-0001 ひたちなか市駒生1-16-1 駒生アリーナ TEL/029-27-324-324 FAX/0299-276-0609	南房町社会福祉協議会	T200-0321 駒生郡南房町阿賀1031-1 阿賀郡南房町駒生会館 TEL/029-02-0084 FAX/029-287-0934
鹿嶺市社会福祉協議会	T217-0012 鹿嶺市平133-45 駒生アリーナ TEL/029-02-2621 FAX/0299-03-0242	河内町社会福祉協議会	T200-1331 駒生郡河内町牛久359-1 河内町駒生セントラル TEL/0297-64-2830 FAX/0297-64-4060
潮来市社会福祉協議会	T211-1241 潮来市牛久795 駒生アリーナ TEL/029-63-1296 FAX/0296-63-1285	八千代町社会福祉協議会	T200-0572 駒生郡八千代町牛久1033 八千代町駒生セントラル TEL/0296-45-3049 FAX/0296-45-3899
守谷市社会福祉協議会	T202-0116 守谷市大原5-4-3 いさいきアリーナ TEL/029-45-0088 FAX/0291-46-9554	五霞町社会福祉協議会	T200-0303 駒生郡五霞町牛久1201 五霞町駒生セントラルアリーナ TEL/0296-64-0315 FAX/0296-64-3887
常陸大宮市社会福祉協議会	T209-2104 常陸大宮市牛久280-2 駒生アリーナ TEL/029-53-125 FAX/0295-53-1275	境町社会福祉協議会	T200-0404 駒生郡境町牛久1981-1 境町駒生会館 TEL/0297-67-2555 FAX/0297-67-6425
那珂市社会福祉協議会	T219-0212 那珂市牛久321 駒生アリーナ TEL/029-22-0305 FAX/029-226-1002	利根町社会福祉協議会	T200-1622 駒生郡利根町牛久1293 利根町駒生セントラルアリーナ TEL/0297-66-7771 FAX/0297-66-8072

茨城県日常生活  
自立支援センター

場 所 ●茨城県水戸市大庭町1918 茨城県社会福祉協議会内  
TEL/029-241-1134 FAX/029-241-1434

利用時間 ●月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日・年末年始を除く)